

平成26年度 第2回福岡市こども・子育て審議会

[平成26年9月29日(月)]

【期 日】平成26年9月29日(月) 15:00～17:30

【場 所】天神ビル11階10号会議室

【出席者】

○委員25名

針塚委員長、松浦副委員長、池内委員、池田委員、上田委員、大谷委員、大原委員
尾花委員、柿迫委員、勝見委員、楠根委員、古賀委員、重富委員、調委員、菅委員
杉原委員、谷口(芳)委員、中村委員、中山委員、藤田委員、増田委員、松本委員
森住委員、横山委員、渡辺委員

※欠席委員12名

安部委員、川原委員、桑原委員、櫻木委員、谷口(初)委員、西岡委員、日高委員
峯田委員、元山委員、山口委員、山下委員、山田委員

○市関係者

石橋こども未来局長、池見こども部長、松本子育て支援部長、藤林こども総合相談センター所長、他関係課長

【次第】

- 議題 1 「第4次福岡市子ども総合計画(案)」について
- 2 「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の委員の選出について
- 報告 1 子ども・子育て支援新制度(各種基準)について
- 2 「新・福岡市子ども総合計画」の進捗状況について

開会

○事務局 皆様、本日は大変お忙しい中、この審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから平成26年度第2回福岡市こども・子育て審議会を開会させていただきます。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定におきまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の委員37名のうち、本日は、25名の方のご出席をいただいております。本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告させていただきます。

また、このたび、各種団体のご推薦による委員の交代がございますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の石橋より一言ご挨拶を申し上げます。

(こども未来局長挨拶)

議題

「第4次福岡市子ども総合計画（案）」について

○事務局 それでは、針塚委員長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日は、お手元でございますように、議題が2題ございます。一つは、第4次福岡市
子ども総合計画（案）についての審議と、二つ目には、新たに設置する専門部会の委員
の選出を予定しております。その後、子ども・子育て支援新制度の各種基準について、
そして、現在計画しております新・福岡市子ども総合計画の進捗状況について、事務局
からご報告をいただく予定になっております。

時間は、お手元でございますように、15時から17時30分の2時間半を予定してありま
すが、できるだけ円滑に議事を進行させていただきたいと思っておりますので、どうぞ
ご協力をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります、第4次福岡市子ども総合計画（案）に入らせてい
ただきます。

子ども総合計画につきましては、これまで2月と5月の総会で審議を行ったほか、3
月から5回にわたりまして、目標別の専門委員会の中でご議論をいただきました。8月
27日をもって専門委員会での審議が一応終了いたしましたので、まず、それぞれの専門
委員会の会長からその結果をご報告いただき、その後、事務局から計画の修正案等々
のご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、目標1から順番になりますけれども、各会長からご報告をお願いしたいと
思います。

それでは、目標1の会長の増田委員、お願いいたします。

○委員 それでは、目標1、子どもの権利を尊重する社会づくり専門委員会についての審
議の結果について、報告をさせていただきます。

専門委員会の概要については、子どもの相談の充実、虐待防止、社会的養護の体制の
あり方、障害児支援等々でございます。

意見の概要として、8項目ございます。

まず1点目は、子どもに関する相談支援体制について、こども総合相談センター、区

役所、子ども家庭支援センターの役割が、少し重なっていたりとか、不明瞭なところがありますので、きちんと役割分担を記載するという事。それから、利用者の利便性を考慮して、子ども家庭支援センターを東区と南区に2カ所増設すべきであると考えます。

児童虐待につきましては、本年度、全国で7万件以上の認知件数があるということで、本市でも大きな課題になっております。特に、死亡事例が多い生後1カ月未満、それから、妊娠中や出生直後のケアが重要である、その際に、NPO、民間機関、それから、地域のお力も活用しながら、支援に取り組む必要があります。虐待につきましては、再発防止のために、特に、親の問題への対処、それから、性虐を含めて加害者になることが多い父親に対する取り組みを積極的に行うべきです。そして、区のコーディネートのもと、関係機関が個別の家庭を支えるということが大切です。地域に密着した支援体制をとっていかうということなのです。

3点目は、社会的養護の充実を図るために、情緒障害児短期治療施設を設置する。福岡市は150万都市でありますけれども、治療的ケアをする情緒障害児短期治療施設がございません。ですので、ぜひつくっていただきたいということと、自立援助ホーム2カ所を増設すべきであると考えております。情緒障害児短期治療施設につきましては、児童心理治療施設という名称で計画案の中には盛り込まれています。

4点目は、発達障害ということが非常に注目をされております。各学級に6.8%も発達障害かもしれない子どもさんがいると。その発達障害の子どもたちに対する取り組み内容を検討し、明確にしていく必要があります。また、発達障害児が幼稚園に通園するときには、その支援が大切です。

それから、5点目ですけれども、新聞等々で報道されていますとおり、いじめられて自死する子どもが後を絶ちません。それで、いじめに関する実効性の高い施策をとること、もう一つは、中学校、高等学校にはスクールカウンセラーが配置されておりますけれども、特別支援学校にはスクールカウンセラーが配置されておられませんので、特別支援学校にもスクールカウンセラーの配置を検討すべきです。

6点目です。子どもの貧困の問題です。経済格差が非常に大きくなって、日本でも、福岡でも、子どもの貧困の問題が非常に重視されてきております。子どもの貧困の問題は世代間連鎖を起こしますので、ぜひ具体的に取り組んでいただきたいと思っております。

7点目は、子どもの権利条約についてです。今回の施策の全てのベースは、子どもの権利を守る、保障するという事です。では子どもの権利とは何かということに関して、市民をはじめ、まだまだ具体的に理解、浸透していないのが現状であると思っております。ですので、子どもの権利についての研修会や啓発などに積極的に取り組む必要があると考えます。

最後に8点目です。行政だけにいろいろなことを任せるのではなく、市民一人一人が

自覚を持って協力し、みんなで支え合う福岡市をつくっていかうということで、そのために、家庭を支えるコーディネーター役になる人を育成していくことが必要です。

以上8点を報告します。終わります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、目標2は、会長の私からご報告をさせていただきます。資料1-1の2枚目をごらんいただければと思います。

この目標2につきましては、そこにもございますように、審議事項が大きく五つございます。幼児教育・保育の充実、母と子の心と体の健康づくり、ひとり親家庭への支援、子育て家庭への経済的支援、仕事と子育てが両立できる環境づくり、子育てを支援する住まいづくり・まちづくり、子どもや子育て支援に関する情報提供等々でございまして、多うございましたので、この目標2の専門委員会は3回開催いたしました。

その審議の結果の概要を、そこに記載されております10項目にまとめました。

お読みいただければいいと思いますけれども、一つ目は、教育・保育の提供体制の確保についてでございます。特に、保育の提供区域の設定という大きい問題がございまして、第3回の専門委員会で案が提示され、これにつきましては、おおむね適正であろうということになりました。それから、保育士の不足が大きな課題となっておりますけれども、このことについても、かなり積極的に人材確保に向けて取り組む必要があるだろうということが出されました。また、保育コンシェルジュなどを通した保護者への情報提供を充実する必要があるだろうということも多くの方々からご意見をいただきました。また、障害のある子どもの保育のあり方や支援の充実について、保育園のみならず幼稚園等々においても積極的に進めて、充実する必要があるだろうということでもございました。

それから、安心して子どもを育てることができるような、特に病児・病後児デイケア事業について、あまり進んでいない、多くはないということで、これを積極的に進める必要があるということ、それから、子どものショートステイなどの保育サービスの拡充も必要だろうというご意見が出ましたし、それから、ファミリーサポート事業等についてもご意見をいただきました。

それから、妊娠期からの助産師や医師、保健師などによる母親の精神的ケアも大きな問題だということで、安心して出産に臨めるような子育て支援に関する情報提供も重要であろうということでした。

それから、ひとり親家庭への情報提供、相談体制の問題も指摘されました。

7番目は、企業や関係団体の協力を得ながら、育児休業の取得や授業参観への参加など、男性の育児参加を促進していくことの必要性も指摘されまして、特に企業等々での

配慮について、商工会議所の委員がおられましたけれども、そんなことも議論されました。

それから、8番目には、保育が必要な子ども以外の子どもや家庭で子育てしている母親についての支援、言ってみれば家庭で子育てをしている方々への支援というのが非常に大きな問題であろうということでもありました。

それから、取り組みを着実に実施するため、数値目標、それから事業内容などを明確にする必要があるということです。

最後の10番目は、さまざまな子どもに関する課題やニーズがありますが、行政だけで対応できるようなことではないので、さまざまな事業者やNPOなどの法人などと連携をしながら取り組んでいくことも大変重要な問題であろうということが議論されました。

おおむね以上のようなことでした。

それでは、次に目標3で、松浦会長にお願いいたしたいと思います。

○副委員長 失礼します。3ページをごらんください。

目標3につきましての審議事項はそこに書かれているとおりで、4月に一度会議を行いました。出席された委員の方全てからご意見いただく等、活発な議論がなされ、時間を有効に使わせていただきました。

審議結果は、白丸10点にまとめられております。簡単に説明させていただきます。

まず一つ目。子どもたちを健やかに、安全に育むためには、地域の子育て力を高めることが重要であり、子どもや保護者、地域の高齢者が互いの顔を知り、気軽に挨拶できる環境を整えていく必要があります。

二つ目。特に高齢者は、地域の子ども・子育て支援の大きなパワーになり得ることから、高齢者が参画しやすい仕組みをつくることが重要であり、また、父親など保護者の地域活動への参加を進めていく必要があります。

三つ目。ジュニアリーダーの育成など、地域における子どもの活動を引き続き支援していく必要があります。

四つ目。留守家庭子ども会について、学校の休業日の開始時間を早めることが可能かを検討していただきたい。

五つ目。子育ての一番大切な基盤は家庭であり、教育力など家庭の子育て力を向上させることが必要です。

六つ目。子育てサークルは、地域での親のネットワークづくりの第一歩であり、子育てサークルや子育て交流サロンの活動を支援し、これを学童期へのPTA活動等の地域活動につなげていくまでの長い視点を持つことが必要だということが話し合われました。

七つ目です。子どもプラザなどの子育て支援拠点について、積極的なPRを図り、か

つ、また子どもプラザ同士の定期的な意見交換の場の設定が求められました。

八つ目。乳幼児の外遊びを進めていくための取り組みが必要です。

九つ目です。障害のある子どもやひきこもりの問題を抱える子ども、あるいは外国籍の子どもなど、さまざまな子どもがいることを認識の上、これらの施策を議論していくことが必要です。

最後に、中学・高校生の中で、携帯やスマートフォンが喫緊の課題となっております。さまざまな主体がかかわりながら、取り組んでいく必要があるということでした。

まとめますと、地域のお年寄りや障害のある子どもなど、直接私たちの目に見えていないところで生活している方々等の力を結集して、また、そういう子どもをしっかりと認識した上でこれらの施策を議論していくということが、最後にさらに共有されました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今、各専門委員会の会長からご報告をいただきましたが、各専門委員に委員会に入っていていただいております委員の方で、何か修正とか、少しここはというお気づきのことがございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

ないということでございますので、専門委員会、それから、総会での審議内容を踏まえて、事務局で計画案の素案の修正案を作成していただいております。この案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 第4次福岡市子ども総合計画（案）の概要につきまして、ご説明申し上げます。

今年の2月に計画策定の諮問をさせていただきましたが、これまでに、審議会総会、専門委員会を開催させていただき、さまざまなご意見をいただきました。

そのご意見を反映した、現段階での計画案、素案の修正版となる、資料1-4、第4次福岡市子ども総合計画（案）をお手元にお配りしております。本日は、時間の関係もございまして、計画案の概要として、6枚物にまとめました資料1-3によりご説明申し上げます。

その前に、恐れ入りますが、お手元の資料1-2、こども・子育て審議会からの意見と考え方の資料をごらんください。資料1-2です。

この資料は、これまでの審議会総会及び専門委員会でいただきましたご意見約120件を集約し、そのご意見に対する市の考え方を整理しております。先ほどの各専門委員会の会長からのご報告も、この資料に含まれているところです。

表の見方でございますが、表の左側から順番に、目標ごとの項目の整理番号、それから、会議名として、ご意見をいただいた日付と総会、専門委員会の別、次に、意見（要旨）として、委員からいただいたご意見の内容、その右側に、そのご意見に対する現時点での市の考え方を記載しております。一番右側に計画案の該当項目を表示しております。

一つ例を申し上げますと、先ほど目標1の専門委員会からのご報告にありました子ども家庭支援センターの増設に関するご意見は、2ページの項目の整理番号I-2、上から二つ目の欄に記載しております。そのご意見に対する市の考え方は、「児童相談所以外の専門的相談窓口は必要であると考えており、まずは、2カ所目の設置に向けて準備を行っていく。なお、3カ所目については、2カ所目の状況を見ながら検討していく」としております。この現段階の市の考え方を踏まえまして、後ほどご説明させていただきますが、子ども家庭支援センター設置数の事業目標などを設定しているところです。

このように、ご意見に対して計画案に反映できるものは加筆修正を行いました。項目によっては、市の考え方を「検討していく」と記載しており、現段階では回答が不十分なものもあり、素案の修正にまで至らなかった項目、あるいは、ご意見に対して市として事業を実施してまいります。素案の修正にまで至らなかった項目もございます。今後、審議会委員のご意見、パブリックコメント等も踏まえ、引き続き検討していくこととしております。

本日は、時間の関係もあり、この資料の説明は省略させていただきます。

それでは、資料1-3、第4次福岡市子ども総合計画（案）の概要をごらんください。1ページをお願いいたします。

Iの計画概要の1のこれまでの経緯及び策定の趣旨につきましては、平成12年から5年ごとに見直しをしており、今回が第4次の計画策定となります。今回の計画の特徴としまして、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、より市民ニーズに即した子ども施策を総合的、計画的に推進することとしております。

2の計画の位置づけとしましては、福岡市総合計画を上位計画とし、子どもに関する施策を総合的、計画的に推進します。また、子ども・子育て支援法に基づく福岡市子ども・子育て支援事業計画として位置づけております。これは、法律により策定が必須となっております。さらに、福岡市子ども・若者計画、次世代育成支援福岡市行動計画、福岡市ひとり親家庭等自立促進計画としても位置づけます。また、教育委員会の教育計画である新しいふくおかの教育計画や保健福祉局の総合計画である福岡市保健福祉総合計画、その他の関連計画と整合性を図りながら連携してまいります。

3の計画期間は、平成27年度から平成31年度までです。

4の計画の対象につきましては、全ての子ども・若者と、子育て家庭、市民、地域コ

コミュニティ、事業者、行政など、全ての個人、団体としております。

なお、審議会の中で、事業者とはというお尋ねがございましたので、記載しておりますように、事業者は、企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育にかかわる事業者、NPO法人などとしております。

資料の右側をお願いいたします。

Ⅱの計画の基本理念等につきましては、「子どもが夢を描けるまちを目指して」として、子ども一人一人が健やかに成長できるよう、社会全体で全ての子どもと子育て家庭を支えます。また、子どもが、さまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性などを身につけ、自立した大人へと成長できるまちを目指します。

点線の枠囲みは、目指すまちの姿です。一人一人の人権が尊重され、全ての子どもたちが健やかに成長し、それぞれの家庭が安心して子どもを産み育てています。また、子どもや若者が目標に向かってチャレンジし、活躍し、さまざまな人たちが子どもや若者、子育て家庭を支えています。子ども・若者は、心豊かに成長し、主体的に社会に参加し、子育て家庭は、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。事業者は、それぞれの分野で子どもを支援し、安心して働き続けることができる環境づくりを進め、行政は、全ての子どもと若者、子育て家庭をきめ細かに支援しています。

次に、基本的視点につきましては、子ども施策を推進していくための視点として、大切なことを5項目掲げております。子どもの人権を尊重すること、子育て家庭に切れ目のない支援を行うこと、地域のさまざまな人がかかわり、家庭の子育て力を向上させること、子ども・若者が自立した大人に成長できるよう支援すること、さまざまな主体が共働り、社会全体で支えることが大切であるとしております。

資料の2ページをお願いいたします。

Ⅲの子ども・若者を取り巻く状況です。

統計データやグラフ等につきましては、子ども総合計画（案）の総論部分や目標ごとの現状と課題のところにも掲載しております。また、資料編としても今後整理することとしております。ここに、ほんの一部になりますが、計画案から抜粋しております。

まず、1の出生数、出生率の推移につきましては、福岡市の出生数は、平成2年ごろからほぼ1万3,000人台の横ばいで推移しておりますが、直近の6年間は1万4,000人台で推移しております。

次に、2の子育ての楽しさ（乳幼児の保護者）では、子育てを楽しんでいる人は全体の89.5%となっており、前回の平成20年度調査と比べ3.1ポイント増加をしております。

3の子育てへの不安・負担感では、子育てに不安や負担を感じる人は全体の68%とな

っており、前回調査と比べ6.5ポイント増加しています。

次に、右側4の乳幼児の保護者の子育てに関し悩んでいることでは、日常的に悩んでいること、気になることとしては、「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで、「子どもを叱り過ぎているような気がする」「子どものくせや性格に関すること」などの順となっています。

資料の3ページをお願いいたします。

5の児童虐待相談の対応件数につきましては、依然として高い水準にございます。

次に、6の保育需要の推移につきましては、共働き家庭の増加や転入者が多いことなどにより、保育のニーズが急増しており、この傾向は今後も続くと考えられます。

右側の乳幼児の保護者を対象とした調査で、充実してほしい子育て支援につきましては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで、「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会が欲しい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」などとなっております。

資料の4ページをお願いいたします。

IVの施策の方向につきましては、三つの目標を、目標1として、子どもの権利を尊重する社会づくり、目標2として、安心して産み育てられる環境づくり、目標3として、地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくりを掲げております。

まず、目標1、子どもの権利を尊重する社会づくりの前計画での取り組みと成果につきましては、子ども家庭支援センターの開設、乳幼児健康診査の未受診児対策など児童虐待の未然防止の取り組み、里親制度の拡充、ファミリーホーム増設などによる里親等委託率の向上、東部療育センターの開所、不登校対応教員やスクールソーシャルワーカーの増員などに取り組んでまいりました。

現状と課題としまして、児童虐待相談件数は依然として高い水準にあり、相談内容の深刻化、社会的養護を必要とする子どもへの対応、子どもの発達障害に関する相談や新規受診者の増加、ニートやひきこもりなど社会生活を円満に営む上で困難を有する若者の増加など、その対策が求められています。

施策の方向としましては、子どもに関するさまざまな問題について、相談支援体制の充実を図るとともに、児童虐待の防止、社会的養護の充実、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行ってまいります。

施策体系としては、相談支援体制の充実、児童虐待防止対策、社会的養護体制の充実、障害児支援、子ども・若者の支援、子どもの貧困問題への対応などを掲げているところです。

次に、中ほどの目標2、安心して産み育てられる環境づくりの前計画での取り組みと

成果につきましては、待機児童解消に向けた集中的な保育所整備の実施、延長保育、病児・病後児デイケア、一時預かりなどの保育サービスの充実、妊婦健康診査の拡充、ひとり親家庭への就業支援、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの支援などに取り組んでまいりました。

現状と課題としまして、共働き家庭の増加等による保育が必要な子どもの数の増加、保護者の就労形態の多様化、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援、仕事と子育てが両立できる環境づくりなど、その対策が求められています。

施策の方向としましては、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行ってまいります。また、質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図ります。さらに、市民、事業者などと共働き、男性も女性も子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

施策体系としては、幼児教育・保育の充実、母と子の心と体の健康づくり、ひとり親家庭への支援、子育て家庭への経済的な支援、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりなどを掲げております。

右側の目標3、地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくりの前計画での取り組みと成果につきましては、留守家庭子ども会の全学年受け入れに向けた取り組み、子どもプラザの設置、放課後遊び場づくりの事業の拡大、アジア太平洋子ども会議イン福岡の継続支援、ミニふくおか、中高生夢チャレンジ大学の実施などに取り組みました。

現状と課題としまして、孤立しがちな子育て家庭、子育てに不安や負担を感じる家庭の増加、放課後に保護者が不在の家庭の増加、家庭の子育て力の低下、子どもの基本的な生活習慣の形成、規範意識の醸成の必要性、若者の社会的、職業的な自立など、その対策が求められています。

施策の方向としまして、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組みます。また、子ども・若者が、多様な体験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取り組みを推進します。

施策体系としまして、地域全体で子どもを育む環境づくり、子どもの健やかな成長を支える取り組み、子どもの遊び場や活動の場づくり、子ども・若者の自己形成支援、子ども・若者の社会的自立に向けた取り組み、子ども・若者の安全を守る取り組みと非行防止を掲げております。

資料の5ページをお願いいたします。

Vの成果指標につきましては、まず、計画全体の成果指標として、子育て環境満足度

を掲げております。これは、福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合です。平成25年度の現状値は60.3%で、平成31年度末の目標値を70%としたいと考えております。この目標値70%は、第9次福岡市基本計画の平成34年度の目標値に合わせております。

次に、目標1の、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合につきましては、平成25年度の現状値は78.1%となっており、平成31年度末の目標値につきましては80%としたいと考えております。この目標値は、福岡市基本計画においては成果指標が設定されておりませんので、基本計画で設定されております、一人一人の人権が尊重されていると感じる市民の割合の目標値に合わせて、80%を設定したいと考えております。なお、この成果指標は新規項目です。

次に、子どもの自尊感情（自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合）につきましては、平成25年度の現状値は、小学校74.4%、中学校68.2%となっており、目標値は、教育委員会所管の新しいふくおかの教育計画後期実施計画評価指標の平成30年度における目標値である、小学校85%、中学校80%を設定しております。

里親等委託率につきましては、児童養護施設、乳児院、里親及びファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合でございますが、平成25年度の現状値は31.9%となっており、目標値を40%に設定しております。この目標値は、福岡市における社会的養護のあり方に関する提言を踏まえ、設定しております。

不登校児童生徒数につきましては、平成25年度の現状値は963人となっており、目標値は、新しいふくおかの教育計画後期実施計画評価指標の平成30年度における目標値、822人を設定しております。

次に、目標2の成果指標として、4カ月児健診時のアンケート調査結果における、「育児に心配がある」「育児は疲れる」「育児は楽しい」と答えた母親の割合につきましては、平成25年度の現状値は、それぞれ14.3%、20.3%、90.6%となっております。目標値は、「育児に心配がある」「育児は疲れる」を減少、「育児は楽しい」を増加に設定しております。

男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念を持たない市民の割合）につきましては、平成25年度の現状値は、男性が42.0%、女性が51.1%となっております。目標値は、福岡市基本計画の成果指標である平成34年度目標値に合わせて、男性75%、女性80%に設定しております。

父親の1週間当たりの家事・育児の時間（乳幼児の保護者）につきましては、現状値15時間48分は、今回の子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果です。これは、父親の1週間の家事と育児時間の合計時間の平均でございます。その内訳は、家事が3

時間24分、育児が12時間24分となっております。目標値は、父親の家事・育児時間の増加と設定しております。ニーズ調査の結果では、父親が子育てを十分にやっているほど、母親が子育てをつらいと感じることが低い結果になっておりますので、母親の育児不安解消や負担軽減のために、この成果指標を新規項目として設定しております。

次に目標3の、地域での支え合いにより子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合につきましては、平成25年度の現状値は39.8%となっております。目標値につきましては、福岡市基本計画の成果指標である平成34年度目標値に合わせて、65%に設定しております。この成果指標も新規項目です。

子育てについて気軽に相談できる人や場所がある人の割合につきましては、今回のニーズ調査の結果では82.4%となっております。目標値につきましては、前子ども総合計画の成果指標でも90%に設定しており、目標を達成していないこともあり、引き続き90%に設定するものです。

地域の公園で子どもが安心して遊べると感じる市民の割合につきましては、平成25年度の現状値は63.9%となっております。目標値は、住宅都市局所管の新・緑の基本計画の成果指標である平成32年度目標値に合わせて60%に設定をしております。なお、現状値の63.9%よりも目標値が下回ることとなりますが、この緑の基本計画は10年計画でございます。ここ数年を見ても、徐々に数値は伸びてきておりますが、60%を超えたり50%に戻ったりと、60%を境に数値が毎年度上下していると聞いております。現行の緑の基本計画の目標値に合わせ、60%以上が定着することを目指したいと考えております。

地域の遊び場や体験学習の場への評価（地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合）につきましては、平成25年度の現状値は59.7%となっております。目標値は、福岡市基本計画の成果指標である平成34年度目標値に合わせて65%に設定をしております。この成果指標も新規項目です。

右側をお願いいたします。

VIの事業目標等につきましては、設定区分として、国の指定項目、つまり子ども・子育て支援法による必須項目と、福岡市が独自に設定する項目がございます。また、国の指定する項目は、教育・保育の量の見込みとその他の事業の量の見込みの二つがございます。

表の下の米印に記載しておりますが、量の見込みの算出方法の手順としましては、昨年の10月から11月に実施いたしました子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をもとに、国の手引に従い保育量の見込みを算出しております。また、平成26年度実績から31年度に向け平均的に保育量の見込みが増加するものとして、各年度の見込みを算出し

ております。

それでは、上の表をごらんください。（１）教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策です。

表の見方は、区分としまして、上が量の見込みである必要利用定員総数、下の段が確保方策で、教育・保育施設である保育所、幼稚園、認定こども園と、地域型保育事業の二つに分けております。地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育などです。計画期間は、平成26年度の実績数値から平成31年度までの目標数値を記載しております。

まず、平成26年度実績数値を見ていただきたいと思います。3歳から5歳の学校教育のみの量の見込みである必要利用定員総数が2万3,469人、保育の必要性ありが3万2,413人となっております。3万2,413人の内訳は、3歳から5歳が1万8,304人、1歳から2歳が1万1,628人、ゼロ歳が2,481人となっております。

次に、平成31年の数値を見ていただきますと、3歳から5歳の学校教育のみが2万1,973人、保育の必要性ありが3万6,323人となっております。その3万6,323人の内訳は、3歳から5歳が1万9,612人、1歳から2歳が1万2,946人、ゼロ歳が3,765人となっております。

それに対する確保方策でございますが、3歳から5歳は、教育・保育施設により同じく1万9,612人、1歳から2歳については、教育・保育施設により1万2,224人、地域型保育事業により722人を確保することとしております。また、ゼロ歳につきましては、教育・保育施設で3,321人、地域型保育事業で444人を確保することとしております。

右下の表は、平成26年度と平成31年度の比較の数値で、5年間の整備数となります。学校教育のみはマイナス1,496人、保育の必要性ありは、3歳から5歳は、教育・保育施設991人、1歳から2歳は、教育・保育施設1,289人、地域型保育事業370人、ゼロ歳は、教育・保育施設759人、地域型保育事業380人となり、5年間の合計で、保育の必要性ありは3,789人の整備数となります。

なお、下の米印の二つ目に記載しておりますが、教育・保育の提供区域の設定内容につきましては、学校教育のみについては行政区単位で設定、保育の必要性ありについては別途定める31の区域単位で設定することとしております。提供区域の一覧表は、恐れ入ります、お手元の資料1－4の計画案の59ページから62ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

また資料に戻りまして、米印の一番下ですが、保育認定における就労時間の下限については、未入所児童が発生している状況や今後の保育のニーズの伸びを踏まえ、現行と同じ1カ月60時間といたします。

資料の6ページをお願いいたします。

国が指定する項目の、教育・保育以外の事業の量の見込みと確保方策です。

表の見方につきましては、左側が目標別の事業名です。なお、事業名は福岡市の事業名であり、括弧書きは国における事業名です。数値につきましては、平成26年度から平成31年度までの数値を記載しており、上の段が量の見込みで、下の段が確保方策です。

まず、目標1の虐待防止等強化事業、母親の心の健康支援事業につきましては、家庭における養育機能の強化、虐待予防を図るため、妊産婦・新生児訪問にて質問票を活用し要支援者を把握し、出産後早期から支援を行う事業です。平成26年度末の数値、支援すべき人数は172人としておりますが、今後増加傾向になると見込んでおり、その支援体制である子ども家庭支援員の人数も、80人から100人に徐々に増員していくこととしております。この事業は新規項目です。

次に、目標2に関する事業目標です。

表の下に、保育関連の事業概要として、現状の保育時間やどのような状況のときに預けることができるのかなどを記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、延長保育事業（時間外保育）につきましては、保護者の就労形態の多様化などに対応するもので、通常の保育時間を超えて保育するものです。平成26年度末の数値、利用人数は9,076人としており、平成31年度では1万170人を見込んでおります。利用者は少しずつ増加するものと見込んでおります。現在延長保育を実施している保育園は203園のうち198園で、ほとんどの保育園で実施されているところであり、今後のニーズに十分対応できるものと考えています。

次に、病児・病後児デイケア事業は、仕事等で病気の子どもを看護できないときに、医療機関に併設した病児デイケアルームで一時保育するものです。平成26年度末の数値、利用人数2万1,400人が、平成31年度では2万6,930人を見込んでおり、こちらもニーズが高いものと見込んでおります。確保方策である実施施設数につきましては、現在病児・病後児デイケア事業を実施している医療機関併設型施設数は16施設でございますが、平成26年度末までには18施設とする予定であり、順次増やし、平成31年度末には21施設が必要と見込んでいるところです。

次に、幼稚園の預かり保育（一時預かり）は、通常の教育時間外や長期休業期間中に園児を預かる制度です。平成26年度末の数値、定員数は40万人が、平成31年度では88万4,000人を見込んでおり、2倍以上のニーズ量となっております。ただし、確保方策としましては、現在幼稚園120園のうち119園で実施されており、平成26年度末で既に88万4,000人となっております。今後のニーズに十分対応できるものと考えているところです。なお、この事業は新規項目です。

次に、一時預かり事業（幼稚園の預かり保育を除くもの）ですが、家庭における保育が一時的に困難になった乳幼児について、理由を問わず昼間において一時的に預かる事業です。平成26年度末の数値、定員数は、2万人が、平成31年度では5万9,000人を見

込んでおり、3倍弱近くの量となり、非常にニーズが高い事業と見込んでおります。現在4施設ございまして、平成26年度中には7カ所で実施する予定です。

次に、子どもショートステイですが、これは、保護者が社会的な自由、例えば疾病、出産、冠婚葬祭、仕事、育児疲れなどにより、児童の養育が一時困難となった場合において、児童養護施設や乳児院等においてその養育を委託して行う事業です。平成26年度末の数値、利用人数は1,200人が、平成31年度でも同じく1,200人を見込んでおり、ニーズ量はほとんど変わらないものと見込んでおりますが、利用しづらいなどの問題に対応するため、より身近な地域での受け入れなどの仕組みを検討してまいります。

次に、福岡市保育コンシェルジュでは、現在各役所に1名ずつの専門の嘱託員を配置しており、保育を希望する保護者からの相談を受け、情報を提供したり選択肢を提案したりする、利用者支援に関する事業です。現在計7名を配置しておりますが、さらに子育て支援を充実するために、順次、7名から9名、9名から14名と、最終的には各区役所2名ずつの配置としていきたいと考えております。この事業は新規項目です。

次に、妊婦健康診査は、妊婦及び胎児の健康管理を図るため、医療機関等に委託して健康診査を実施するものです。平成26年度末の数値、対象者数は1万5,244人が、平成31年度では1万3,900人を見込んでおり、ニーズ量は、将来市推計人口及び過去の妊娠届け出数の推移により減少に向かうものと見込んでおります。この事業は、市内の医療機関への委託で実施しているものです。なお、この事業も新規項目です。

次に、目標3に関する事業です。

まず、こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）につきましては、民生委員、児童委員による家庭訪問に加え、専門職による訪問を実施することとしております。平成26年度末の数値、対象者数は1万4,615人が、平成31年度では1万3,480人を見込んでおり、減少していくものと見込んでおります。この事業も新規項目です。

次に、ファミリーサポートセンター事業につきましては、地域において子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人の会員組織をつくり、仕事と育児を両立するための相互援助活動です。平成26年度末の数値、対象者数1万6,100人が、平成31年度では2万3,500人と、増加を見込んでおります。現在2万4,200人を確保しているところであり、今後のニーズに対応できるものと考えています。

次に、留守家庭子ども会（放課後児童健全育成）につきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。平成26年度末の数値、対象者数1万2,000人が、平成31年度では1万4,000人と、増加を見込んでおります。現在1万5,000人を確保しているところであり、今後のニーズに対応できるものと考えています。

次に、子どもプラザ（地域子育て支援拠点）につきましては、乳幼児親子がいつでも

自由に利用できる遊び場を提供するとともに、子育てに関する気軽な相談や子育てに関する情報提供等を行う事業です。平成26年度末の数値、対象者数1万2,000人が、平成31年度では4万1,000人と、増加を見込んでおります。現在子どもプラザは14カ所設置しているところであり、今後のニーズに対応できるものと考えています。

なお、各年度の事業実施や関連事業費及び必要な予算につきましては、財政サイドとの協議、調整作業を経ながら、毎年度の予算編成過程の中で決定していくこととなります。

右側をお願いいたします。福岡市が独自に設定する項目です。

まず、目標1の子ども家庭支援センターにつきましては、現在中央区に設置し、休日夜間の相談対応や必要な援助を実施しておりますが、平成31年度末までに2カ所目を設置したいと考えております。なお、子ども家庭支援センターにつきましては、今後の状況に応じ、さらなる増設を検討してまいります。

児童養護施設等ケア単位の小規模化につきましては、児童養護施設において家庭的な環境で養育できるよう、ケア単位の小規模化を促進するものです。現在、和白青松園で整備済みです。平成31年度末までに2カ所にしたいと考えております。この事業は新規項目です。

ファミリーホームにつきましては、小規模の住居型による児童養育の施設で、定員が5人または6人です。現在12施設ございますが、平成31年度末までに16施設としたいと考えております。

自立援助ホームにつきましては、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共同で生活する住居において、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行うものです。現在2施設ございますが、平成31年度末までに3施設としたいと考えております。

児童心理治療施設は、情緒障害児短期治療施設のことですが、情緒障害のある児童を短期間入所させ、または保護者のもとから通わせて、情緒障害を治療し、あわせて、退所した者についての相談その他の援助を行う施設です。この施設は福岡市には未設置でございますが、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。なお、この事業は新規項目です。

若者のぷらっとホームサポート事業につきましては、中高生を中心とした若者が、誰でも気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごす中で、若者同士で相談し合ったり、コミュニケーション能力の育成、自己形成支援を行う事業です。現在実施箇所数は6カ所で、平成31年度末までに7カ所としたいと考えております。

子ども・若者活躍の場プロジェクトにつきましては、非行、ひきこもりなど困難を有する若者ととともに農作業を行い、農業体験を通して、立ち直り支援や就労などに向けた

第一歩を踏み出す機会を創出する事業です。現在参加団体数は5団体で、平成31年度末までに10団体としたいと考えております。この事業も新規項目です。

次に、目標2の休日保育につきましては、保護者の就労形態の多様化などに対応し、日曜、祝日などに保育を実施するものです。平成26年度末の実施箇所数は、福岡市立保育所の香椎、那珂、田隈保育所の3カ所、それから、私立保育所の2カ所の計5カ所で実施しており、平成31年度末までには7カ所に増やしていきたいと考えております。

安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）につきましては、住宅都市局所管の目標値として、現在の整備戸数9,200戸を、平成31年度末までには1万3,100戸にしたいと考えております。この事業は新規項目です。

全歩道のうちフラット化された歩道の割合につきましては、道路下水道局所管の目標値として、現状値の29%から、平成28年度末までには31%としたいと考えております。

次に、目標3の放課後等遊び場づくり事業につきましては、放課後に使いなれた学校施設を活用し、自由に安心して自発的に遊びや活動ができる場や機会を創出し、児童の健全育成を図る事業です。平成26年度末の設置数は87校区であり、平成31年度末までには143校区の全校区展開を目指したいと考えております。

次に、身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合につきましては、住宅都市局所管の目標値でございますが、現状値の75%から、平成31年度末までには80%としたいと考えております。

通学路の歩車分離につきましては道路下水道局所管の事業で、児童生徒の交通安全を確保するため歩行空間整備をして、通学路の路側帯をカラー化したり、防護柵を設置したりする事業です。現状値75%、平成28年度目標値78%と記載しておりますが、申しわけありません、訂正です。道路下水道局から、現状値80.9%となり、目標値を達成したとの報告を受けています。したがって、目標値78%は、関係局と協議しまして今後見直ししたいと考えております。パブリックコメント実施前には、委員の皆様にご報告をしたいと思います。

最後に、Ⅶスケジュールです。

今後のスケジュールにつきましては、11月4日から12月1日にかけて計画案のパブリックコメントを実施し、約1カ月間、市民の皆様のご意見を募集したいと考えております。その後、審議会のご意見並びに市民のご意見をさらに反映した計画案としてまとめたいと考えております。審議会の答申をいただく時期としまして、年明けて1月ごろを予定しており、年度末までに計画策定を終えたいと考えております。

計画案の概要説明は以上でございますが、恐れ入ります、お手元に置かせていただいております資料1-5ごらんください。資料1-5です。

この資料は、諮問させていただきました素案と、今回の修正案の対照表です。左側が

素案で、右側が修正案です。

今回の計画案は、これまでにいただいたご意見を反映させていただいており、素案からの主な加筆・修正点あるいは時点修正等についてアンダーラインを入れさせていただいております。なお、文言の整理や法律に関する文言の追加、事業に関する説明など、少し膨らませて記載させていただいたところもありますが、そういう部分に関しては、特にアンダーラインは引いておりません。また、施策や事業によっては、別のページに移動させることでわかりやすく構成し直したものなどもございますので、その場合は「何ページに移動」などと表示しております。

時間の関係もございますので、修正した箇所を幾つか紹介しまして、説明にかえさせていただきます。

まず、資料の18ページを見ていただきます。上から二つ目の欄の（3）子ども家庭支援センターの充実のところでは、審議会でのご意見を踏まえ、二つ目の丸に、「より身近な場所で気軽に相談ができるよう、新たなセンターの設置を検討します」と加筆したところ です。

二つ目の例を申し上げますと、20ページの一番下の欄、（1）里親等委託（家庭養護）の推進として、左側の素案では、新規里親の開拓やファミリーホームの促進について記載しておりましたが、今回の計画案では、新規里親の開拓に引き続き取り組むこと、ファミリーホームの増設を行うこと、「里親支援専門相談員、子ども家庭支援センターなど、里親が複数の相談先を選べる体制をつくるなど、里親への支援の充実を図ります」と加筆修正を行ったところ です。この部分は、5月の審議会総会における、福岡市における社会的養護のあり方に関する提言を踏まえ、修正をさせていただいたものです。

三つ目の例として、恐れ入ります、27ページをごらんください。27ページの一番下の欄の（1）教育・保育の提供体制の確保の二つ目の丸です。左側の素案では、教育・保育の提供について、「行政区を提供区域として設定し、体制を確保する」としておりましたが、審議会のご意見を踏まえ、今回の計画案では、「地域における需要に柔軟に対応できるように、あらかじめ提供区域を設定の上で、教育・保育の必要量の見込みを算出し、適切な提供体制の確保を図ります」と修正を行ったところ です。

最後に、36ページをごらんください。36ページの1番目の（1）子育て支援のネットワークづくりですが、左側の素案では、二つ目のところに、「父親や高齢者などが地域における子育ての活動へ積極的に参加し、活躍できる仕組みづくりを進めます」としておりましたが、審議会のご意見を踏まえ、今回の計画案では、右側の一つ目の丸の2行目のように「幅広い世代の住民の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者、父親を含む子どもの保護者などが、子どもや子育てに関する取り組みや活動に積極的に参加・参画し、活躍できる仕組みづくりを進めます」と加筆修正を行ったところ です。

説明は以上です。長くなりまして申しわけございません。

○委員長 長時間にわたってご説明ありがとうございました。

そういたしますと、かなりたくさんあるわけですが、それぞれの目標の1、2、3とも関連させてご説明いただいております。また、修正が数値目標等々にも入っております。そういうことを踏まえまして、どうぞ各委員の皆様からご意見いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いたします。

○委員 専門部会等でいろいろ審議したことを施策の中に取り入れていただき、まず最初に感謝申し上げます。

その上で、二つほど、第1目標委員会の部会の中で話し合っ提案したことについて質問させていただきます。

児童心理治療施設ですけれども、これは絶対に必要なものだと考えております。つくる方向で検討するということが非常にありがたいんですけれども、現状で、ハード面、それからソフト面——ハード面というのは、どういうところにつくるのか、それともどこかに併設するのかというのが一つ。それから、ソフト面で言うと、児童精神科医、臨床心理士、ケースワーカー等が必ず必要だと思うんですけれども、その人材についてどのように今のところ考えておられるのかというのが一つ目の質問です。

○事務局 児童心理治療施設ですけれども、以前は情緒障害児短期治療施設と申しましたけど、これは児童福祉法に規定されている用語です。国の運営指針の中で、児童心理治療施設を通称として使っていていいとされていて、そちらのほうがわかりやすいということで、今回通称を使っております。

今ご質問の、ハード面の部分とかソフトの部分ですね。特にハード面でいきますと、どれぐらいの施設でどういった場所に整備していくのか、合築にするのか、ソフト面で、精神科医やケースワーカーなどいろいろ人材が必要ではないかということでございます。これにつきましては、これからいろいろ他都市の状況等を調べた上で、どういった施設が福岡市としてふさわしいのか等を検討していきたいと思っております。まだこれからということで、具体的には考えておりません。

○委員 ぜひ、最先端でやっているところをモデルにしながら、それを超える施設等をつくっていただけたらと思います。

2点目の質問です。特別支援学校にスクールカウンセラーを配置してほしいという要望を出しておりましたけれども、資料1-2の5ページを見ますと、(2)のI-28の

ところで、「特別支援学校には特別支援コーディネーターがおり」ということですが、特別支援コーディネーターというのは、通常学級にも多分いると思います。それから、教育相談等で、「専門的な知識を持つ教員の数も多く、さまざまな問題に対応できると考えているため現状は配置していない」ということです。確かに、特別支援学校ですから専門的な知識は持っておられると思いますが、ニーズとしては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのニーズというのは多々あると思います。

3年前だったと思いますけれども、特別支援学校の校長会、それからPTAの方々が、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等を配置してほしいという要望書をたしか教育委員会に出されていると思います。その要望書も含めて考えますと、特別支援学校にスクールカウンセラーないしソーシャルワーカーを配置しない理由が、私にはよくわかりません。

特別支援学校の子どもたちは、進路の面を含めて非常に不安に思っていますし、それから、保護者の方も子どもの教育に対して非常に不安を持っている。確かに先生方が専門性を持っていても、外部性と専門性という点で、カウンセリングやソーシャルワークなどが必要だろうと考えております。今後は国及び他都市の状況を把握しながら福岡市にある特別支援学校8校に配置するということですが、別にハードをつくるわけではありませので、もっと早急に対応できるのではないかと考えております。

ちなみに、北九州市には配置をされております。山口市は、本年度から配置されております。他の都道府県等は配置がどんどん進んでおります。一刻も早く、特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置していただきたいと思っております。

○委員長 要望等も含めてでございますが、何か事務局からお答えございましたら、よろしく願いいたします。

○事務局 スクールソーシャルワーカーにつきましては、本年度、福岡市では24名配置しておりまして、そのうち21名を学校に配置しております。3名につきましては教育委員会に配置しておりますので、その配置している3名のスクールソーシャルワーカーにつきましては、要望があった学校へ対応に行くということで、したがって、特別支援学校とかからの要望があればスクールソーシャルワーカーが対応に行くという形をとっております。

それから、スクールカウンセラーにつきましては、現在、全ての中学校と、それから、高校4校に配置しておりますが、特別支援学校からの要望が結構今ありますので、今後、そのところの実態などを見ながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。関連ということをお願いします。

○委員 特別支援コーディネーターが出たので、確認というかお尋ねですけれども、この特別支援コーディネーターがついた当初というのは、国のほうで、いわゆる定数枠ではなかったと記憶しています。要するに、標準の教職員の定数の中からコーディネーターをひねり出して専科担当としていて、学校の中では、学級の担任数が減るということで非常に苦慮していました。そういうコーディネーターの立ち位置が変わっていないんだったら、今委員がおっしゃったことはより深刻な状況ではないかと思っているんですけども、その定数枠について確認だけさせてください。

○委員長 よろしいでしょうか。事務局、お願いいたします。

○事務局 今の回答ですが、学校で特別支援コーディネーターを選定して配置しているのは現状どおりです。ただ、連携協議会という会がありまして、そこでリーダーコーディネーターという方を2名選定して、行政区の中で話し合っている会を年に3回持っています。そういう研修を含めて、支援の中で各学校がやっている取り組みについて交流している会があります。

○委員長 よろしゅうございますか。質問の趣旨とちょっと違うようですが。

○委員 そういう現状だと思いますので、学校現場も、子どもと向き合いたい先生が数多く必要な状況の中で、コーディネーターという担当をひねり出しているという現状があって、保護者との相談というところになると、非常に時間が限られてしまう。そういう意味でも、スクールソーシャルワーカー含めカウンセラーの存在というのは非常に大きな意味づけがあるということで、補足の意見を言わせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。では、ほかにご意見いただきますが、どうぞ。

○委員 まずお尋ねですが、資料1-3、概要の2ページで、3番の子育てへの不安・負担感が68.0%ということで、前回調査より6.5ポイント増加しています。これについて、その要因分析をされてあればお示しいただきたいのと、別なところで、子育て環境満足度のところが、どの資料でしたか、60%という数値が出ていたと思います。これもあまり高い数値とは言えないと思いますが、こういう状況についての現状認識をお聞かせいただければと思います。

- 委員長 内容的なものについてのどのような分析があるかということでございますが、まず、資料1－3の2ページですね。
- 事務局 子育てへの不安・負担感が68%ということで、前回調査よりも6.5ポイントも増加していますけれども、核家族化の進行で地域からの孤立化もございましょうし、そういうところでポイントが上がったのではないかと考えております。
- 委員長 この図の凡例で斜線がよくわからないんですけれども、この斜線のところが58.6とかなり増えていますね。これは、「多少は」というところが増えたんですか。
- 事務局 はい。68%が9.4と58.6の合計ということです。ですから、上の2の子育ての楽しさということで、楽しいという一方で、こういう不安感があるという結果になっております。
- 委員長 委員、今の部分はよろしゅうございましょうか。
- 委員 それはいいですが、満足度のほう。
- 委員長 満足度のほうはいかがですか。事務局よろしいですか。
- 事務局 満足度のほうは、資料1－4をごらんいただきたいと思います。12ページです。平成20年度に58%というところから21年度以降の推移としては、60.2、61.5、64.7、60.0と、60%をキープはしているものの、委員がおっしゃるようになかなか伸び悩んでいるという状況です。
- 委員長 よろしいですか。
- 委員 それで、時間切れになったらいけないので意見を述べさせていただきますが、本市の子育て世代に不安が少し増えている、そして、環境についても満足度は伸び悩んでいるという状況です。他都市との比較もさまざまありますけれども、残念ながら課題はまだまだ大きいと思っています。今回のこの目標1から目標3、学校教育の分は今回は踏み込まないということのようですが、羅列的に私の意見を少し述べさせていただきます。

なるべくコンパクトにしているつもりですが、10項目ほどあって、まず、目標1、子どもの権利を尊重する社会づくりに関しては、相談センターの機能強化の言及がありますがすけれども、現場では、人員配置の数や専門職員の比率はいまだ低いと思いますので、ぜひ充実を図っていただきたいと思います。

それから、児童養護施設も、同様に職員体制が大変厳しい状況にあるとお聞きしております、あわせて待遇も不十分な中、現状はいっぱいっぴいで現場は頑張っているようですから、人員配置、あるいは支援策の充実をお願いしたいと思います。

それから、これは学校の分ですけど、子どもの権利といった場合、まだ体罰が根絶されておられません。そして、再登校指導という学校から一旦家に帰してしまうという指導があっていますが、正しい服装とか正しい挨拶という教師の感覚での指導が絶対だという発想については、改めるべきではないかと思います。

それから、障害児、発達障害児に対しては今回、支援体制がかなり強化をされるということですが、学校や保育等の現場では、どう受け入れて支援をするのかという課題があるかと思いますが、これはひきこもりの子どもたちや青年たち等も含めて、ぜひ総合的に充実を検討いただきたい。

それから、療育センターも、東部ができたものの、既にパンク状態となっておりますので、希望する地域で利用できるように増設を図っていただきたい。

それから、特別支援学校は教室不足が大変深刻でして、職員室が異常な狭隘化を引き起こしている状況もあります。これは、言葉は厳しいんですが、教育行政としての怠慢があったのではないかとわざるを得ないと思いますので、緊急な対策並びに抜本対策の両面を進めていただきたいと思います。

それから、目標2の安心して産み育てられる環境づくりについては、保育所の未入所児が直近で1,400人を超えているとお聞きいたしました。計画的な保育所の増設、並行して、保育士確保のための処遇改善の交付金を増やしていただく必要があると思います。

それから、市立幼稚園について、利用者や地域の方から、大変必要な施設だという切実な意見が寄せられております。今回の計画では具体的な表記はありませんが、現状では、現市長のもとで廃止という方針が掲げられております。これは撤回して、充実を図るべきだと思います。

それから、子ども医療費助成も、現市長のもとでは何も拡充がされておられません。対照表を見ると微妙な表現になっていますが、基本的に前回の4年前のものとあまり変わらないようですから、せめて全国水準並みに、中学校3年までは無料にするような取り組むべきではないか。

それから、認可外保育施設に関しても、施設と家庭への支援を求めたい。

それから、目標3、地域における子育ての支援と健全育成の環境づくりについては、

留守家庭子ども会のマンモス化が進んでおりますので、この対応はきちんとやっていただきたいと思います。長期休業中の開所時間については先ほど言及がありましたが、あわせて、指導員の勤務時間も、実態に合ったものにしないと実現できませんので、検討いただきたい。

最後ですが、子どもの活動の場として重要な児童館が、本市は1カ所しかありません。ついに建てかえ期間に入り、現状では稼働している児童館がゼロになっております。それから、子どものための文化ホールも少年科学文化会館からなくされようとしています。この二つの施設についてはあまりにも無責任な事態になっていると思いますので、こういうものは、住民の協力ではやれない、箱がないとできない施策ですから、ともに増設を計画に入れていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

何か事務局でお気づきのことございましたら、ご意見を出していただきましたが、よろしゅうございますかね。

委員、ご意見ということで、特にお答えはよろしいですね。

○委員 はい。

○委員長 では、ほかの委員の皆さん、どうぞお願いいたします。

○委員 保育士の数のところなんですけれども、まず、いただいた資料1-3の5ページのところで、今後の保育の量からいくと、3万2,000人が3万6,000人に約4,000人増えるということになるとあります。このときに保育士の数ほどのくらい増やさなければいけないかは、多分計算できるだろうと思うんですけれども、それに見合ったものが、保育士などの人材確保のところ、「潜在保育士などへの就職のあっせんや」ということしか書いてありません。ほんとうにそれで大丈夫なのかどうかということが不安になるんですが、そのあたりをどう考えておられるのか教えていただきたいと思います。

○委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 保育士確保についてでございますが、一つは、潜在保育士の確保ということで、昨年度、保育士・保育所支援センターを設置しました。昨年度の雇用成立が246人ということで、全国一ではないかなと思います。今年度も、現在までに60人以上の雇用が成

立しています。

潜在保育士の方々は、単に支援センターをつくっただけでは就職相談にはなかなか来られませんので、支援センターとともに市政だよりやフリーペーパーでPRを行い、就職支援研修会を開催しております。この研修会の中では、保育所で勤めてみようかなと思う方に対して、保育所の内容等について、園長先生や保育所に勤めて1～2年生の保育士からお話しただいており、そのまま受講者の就職につながっています。昨年までの3回を、今年は4回開催にして、特に日曜の希望が多かったので、今年は4回のうち3回は日曜日に実施しております。

もう一つ、短大・大学の指定保育士養成施設等を直接訪問して、市と保育協会で連携しながら、園長先生と行政と一緒に保育所への就職に向けたPRを行っております。

もちろん、保育協会でも年1回、7月前後に1,000人弱を対象にした就職の集団説明会を開催されています。

それと、先ほど委員が発言されたように、保育士の処遇改善も大切だと思います。

あわせて、保育士がいろいろな研修を受講されるとき補助、資格取得の補助制度も設けております。特に今年は、11月1日に保育士さんたちが警固公園で5,000人規模のイベントをされますので、そのときにも保育士確保のPRをやっていきたいと思います。

入所定員を増やしていますが、定員を増やせばそれだけ保育士が必要になりますので、いろいろな施策を打ちながら、行政と各保育園の園長先生たちが一体となって、保育士確保に努めていきたいと思います。

○委員 今の説明を聞くと非常に安心するんですけども、本文でいくと、35ページのところの保育士などの人材確保は、今の説明に比べるとあまりにもあっさりと言われ過ぎている気がするのですが、私はどう書いたらいいかわかりませんが、今の説明を踏まえてもう少しきちんと書き込まれたらいいのではないかと思います。

別の意見ですけど、同じように42ページの社会全体での子育て支援について、いろいろ書き加えていただいて、その施策が、主な事業として女性の活躍推進ということが入っています。私が意見したことだと思うんですけども、この中で、「企業における女性の登用を促進するため」の後が、「女性リーダーを育成する講座や研修など」とリーダーだけの話になっているので、ここのところも、もう少し丁寧に書くべきではないかと思います。これだとリーダーの育成になるのではないかと思います。そこが気になりました。これはお答えは要りません。

○委員長 ありがとうございます。ご意見ということです。

ほかにはいかがでございますか。

○委員 大変立派なものが出てきているわけですが、その中でちょっとだけ、今さら私もお伝えするのも申しわけないかと思っていたんですが、欠席しておりましたので。

一つお話しする中で、今回の計画については、新しいふくおかの教育計画や福岡市保健福祉総合計画、その他の関連計画という中でこれをつくっていただいているんですが、この福岡市の総合計画等との連携はどうなっているのかがちょっと気になります。

というのが、福岡市が今目指しているまちづくりにおいて、外国人が住みやすいまちをつくるとかがかなり入っていると思うんですが、今回のこの中に外国の子どもたちという言葉がありません。実際に外国の子どもたちにどうするかというところまでなくてもいいんですが、連携でいう意味では、子どもの目指す姿などの理念のところにもそういったものも含めて取り組むという言葉が一つあってもいいのではないかと思います。

後になって言って申しわけないんですが、よろしく願いいたします。

○委員長 国際的な都市としてということですね。

○委員 はい。

○事務局 外国籍の子どもの分では、少しだけですが29ページに、子どもの権利の啓発というところで、5行目になりますけれども、「外国籍などの子どもを含む全ての子どもが」というところで少し書かせていただいています。

○委員 そのこのところへ、もう少し積極的に入れていただけたらありがたいです。

○委員長 よろしく願いいたします。

では、ほかにはいかがでしょうか。

○委員 今、外国籍ということで子どもの権利のところが出たんですけども、もう一つ、以前私もアンケートをとるときに、今の子どもたちの多様な性の問題にちょっと触れさせていただきました。先日もその若者たちの集まりがあったんですが、その中で、今行政に何を期待したいか、要望するかということで、100%近い子が今に至るまでの間に不登校、ひきこもりを、経験してしまっていて、そういう当事者等のひきこもり、お互いにシェアできるような空間があったらいいとか、相談窓口がいま一つはつきりしないとかありました。これは保護者の方も同様の悩みをお持ちです。それはどこかで明記してい

ただければいい、今ある機能を生かしていただくということでいいと思いますけれども、全体を見通したときに、障害を持つ子どもや外国籍の子どもについては一つ二つあっても、多様な性に関する部分については、「さまざまな子ども」に含まれるのかなと感じるぐらいで、当事者目線で見ると、読んでいて非常に不安なところがあるんですね。

だから、ぜひこのあたりは、目に触れる形で誰が見ても安心できるような施策を打ち立てていく必要が今あるのではないかと思います。これから検討課題としていただけたらいいのかなとも思います。多岐にわたってあると思いますので、ぜひまたその視点でも検討していただけたらと思います。

○委員長 ありがとうございます。ご要望ということでよろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 以前、この総会の場合でも私は要望いたしましたけれども、集団保育になじまない、療育を必要とする子どもの場合、今回この資料1-2の8ページの一番上のところに、意見に対する考え方という形で、今回計画に記載する文言については検討していくということで、前向きに検討を行っていただけるのかなと思っているんですが、関係者にしてみれば今日明日を願う状況です。このあたりについて具体的にお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○事務局 資料1-4の25ページをお開きください。(2)の療育・支援体制の充実強化の二つ目の丸の3行目に、「障害児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより」という形で加えさせていただいています。今後検討していきたいと思えます。

○委員長 よろしく願いいたします。よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。

一つ私からよろしいでしょうか。目標3のところと関係して、資料1-4の50ページの、(3)の放課後などの活動の場のところです。各小学校単位の校区の中に放課後の子どもたちの居場所について、いろいろな言い方があるんですけども、ここは留守家庭子ども会となっています。そこにいらっしゃる指導員の方々のお話の中で幾つかあるのは、学校が終わった後の子どもたちの活動において、中にはいろいろ難しい子どもがいて、それにどう対応するかについて非常に困ることがあると。これは、学校と協議できればいいんですが、協議できる学校とかできない学校があったり、それから、どこに相談するかというシステムがない。学校ですとスクールカウンセラーがいるんですけれ

ども、スクールカウンセラーがそれに対応してくれるようなシステムにはなっていません。そういう意味では、教育委員会の流れと、それから市のこども未来局の流れと、同じ学校の制度でありながら、いわゆる行政的に分離している感じがあります。

その辺は、教育委員会といいますか、学校側と指導員の方々が、何か協議を持ったり、もしくは相談機関、例えば学校のスクールカウンセラーの方に放課後のところについても相談を受けていただくようなシステムができると、もっと有効に働くのではと思います。特に発達障害系の疑いのあるお子さんたちも放課後におられまして、それにどう対応するかで、指導員の方々も非常に悩んでおられます。

そういう意味では、学校の中で指導されている方々との協議といいますか、連携、及びその方々が相談できるような体制というか、場所といいますか、そういうことも少し、この(3)に関連させて言及ください。私はそういう方々と関係しておりまして、大変多くなってきているということですので、スタッフの研修強化だけではなくて、連携とについても何か少し考えていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局 ただいまの配慮を要するお子さんについて、留守家庭子ども会の指導員と学校現場との連携のお話がありましたけれども、留守家庭子ども会では各小学校単位で運営協議会というものを設けております。そのメンバーには、学校の先生方、また、校長先生には育成委員という形で指導をしていただいております。この運営協議会は、学期ごとに年3回開催しておりまして、その中で、いろいろな課題などを報告することになっております。また、同じ学校の校庭で留守家庭子ども会を実施しておりますので、必要に応じて、随時学校と連携を図るようになっております。

今後とも、配慮を要する子どもたちの支援のために取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 まとめていなくて済みません。

資料1-4の28ページです。先ほど委員からも関連した中身が出されたんですが、遊び・非行型の不登校児童の居場所づくりの事業の概要のところ少しひっかかります。

「非行などの問題を抱え、学校生活に適応できない児童生徒に対し」の「子どもが適応できない」というのは、どういう立場での捉え方かなというのが気になったんです。先ほど委員もおっしゃいましたけれども、学校から再登校という言葉で閉め出してしまうという部分で、私は、学校としても立ち位置を再検討する必要があるかと思ひます。

もう一つ、公民館に来るのは学校に来られない子どもでしょうけれども、学校に行きたくてやんちゃな格好をしている子もたくさんいるわけで、「空き教室を活用して」とあるんですが、仮に空き教室があっても、そこで対応する先生がいないという現実ですね。そのあたりは、教育委員会との連携等、具体的な話し合いができているのかどうか。空き教室を使うということはいいと思いつつも、絵に描いた餅ではどうにもならないので、そのあたりの連携の状況はどうなっているのかと思います。

○委員長 いかがでございましょう。

○事務局 済みません、教育委員会からは文面をいただいています、今日、担当課が来ていないんです。

○委員 わかりました。

○委員長 では、教育委員会等の対応ということですね。

○委員 では、要望をいいですか。若者たちというか、子どもたちの課題に対しては、この間、学校の門を一步出たら、こども未来局さんが担当していらっしゃるんですね。でも、年齢は中学生なんです。そのときに、教育委員会との連携がどうなっているのかなというが、常々私は、課題であるし、疑問だったんですね。

担当の方が今日お見えではないということなんですが、義務教育下にある子どもたちですから、教育委員会が、校舎にいる子どもだけを対象にするというか、そうとられるようなことが幾つかあったので、こういう若者たちの問題等は、教育委員会とこども未来局さんの強い連携というか、特にこういうふうに施策に反映してきますと予算の絡みとかも出てくると思いますので、ぜひ、今回のことをきっかけにしながら、強い連携を要望しておきたいと思います。これは他の部局も同じです。

○委員長 ご要望です。どうぞよろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 そうしましたら、そろそろ時間も迫ってまいりましたが、特にこれ以上ないということでしたら、次に移らせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

議題

「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の委員の選出について

○委員長 そうしましたら、次の議題です。

教育・保育施設等認可・確認専門部会の委員の選出について諮らせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。これは、新しい専門部会となります。概要につきましては、5月の第1回の審議会総会でご説明いただいたところです。専門部会の委員につきましては、規則により、委員長がこの審議会に諮って指名することになっております。

事務局から、専門部会委員といたしまして、お手元の資料2のような7名の委員のお名前をいただいております。この7名の委員にお願いすることについて、何かご意見やご質問がございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 特にご意見やご異議がなければ、この委員の方々にお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、この委員の方々にお願いすることにいたします。ありがとうございました。

報告

子ども・子育て支援新制度（各種基準）について

「新・福岡市子ども総合計画」の進捗状況について

○委員長 続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項は2件ございますが、まとめてご報告いただき、後で質疑という形にさせていただきます。

では、事務局からよろしくお願ひいたします。

○事務局 お手元の資料3-1をごらんください。

子ども・子育て支援新制度に関する各種基準に関する条例の制定についてです。

この条例については、5月30日の審議会にてご審議いただきまして、7月にパブリックコメントを経て、9月の市議会にて成立いたしましたので、ご報告いたします。

今回成立いたしました条例は、図で網かけをしておりますが、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例、福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準

を定める条例、福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の4本です。

なお、図で点線の網かけをしております、幼保連携型以外の認定こども園の基準に関する条例につきましては、現在福岡県議会にて権限移譲の条例案を審議されているところでございまして、議決されました後に、本市の基準条例案を12月議会に提案する予定です。

2ページをお願いいたします。

条例の内容につきましては、基本的な考え方といたしまして、国が定める主務省令の内容を踏まえ、記載の項目については福岡市独自に基準を規定することといたしており、条例の内容について、5月に審議いただきました内容から特に変更点はございません。

本日は、時間の関係から各条例の内容については省略をさせていただきますが、3ページ以降にそれぞれの条例の主な内容を記載しております。また、10ページ以降に条例本文を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に、資料3-2をお願いいたします。

条例制定に係る市民意見の要旨と、それに対する市の考え方をまとめております。

1ページをお願いいたします。実施の目的は、子ども・子育て支援新制度に関する施設・事業の設備及び運営に関する基準等の条例を制定するに当たり、パブリックコメント手続を行い、広く市民の意見を募集したものです。意見募集期間は、平成26年7月1日から30日、閲覧・配布場所につきましては、市のホームページに掲載し、こども未来局担当課、情報プラザ、情報公開室、各区役所等にて行ったほか、市政だより等でお知らせをいたしました。

意見の提出状況については、98人の方から173件のご意見をいただきました。意見の提出手段、集約結果については、記載のとおりです。

2ページ以降に、主な意見要旨と、それに対する市の考え方をまとめております。

まず、幼保連携型認定こども園に関するものにつきましては、市の独自基準を設けたこと、また、食事の外部搬入を認めないとする独自基準などに対して、評価するご意見をいただきました。

市の考え方ですが、現在の保育所と同様の質を確保するため、今回の基準を制定しているものです。また、欄外に米印で記載しておりますが、幼保連携型以外の認定こども園の基準についても、同様のご意見をいただいております。

家庭的保育事業等に関するものにつきましては、幼保連携型認定こども園でいただきましたご意見と同様に、市の独自基準を評価するご意見とともに、保育士の配置として、全員有資格者とするなど現行を下回らない基準にしてほしい、家庭的保育者は保育士資格以外に経験年数も要件に加えてもらいたいとのご意見をいただきました。

市の考え方ですが、現行の家庭的保育事業の基準を踏まえ、保育の質を確保する観点から、研修を修了した保育士とさせていただくこととしております。

3ページをお願いいたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関しては、市の独自基準を評価いただくご意見がございました。

一つ飛ばしまして、放課後児童健全育成事業に関しては、まず、職員に関する主な意見といたしまして、職員の資格要件について、全ての指導者を有資格者としてもらいたい、また、職員の配置基準について、もっと充実してもらいたいとの意見がございました。さらに、雇用期間等に関する意見もいただいております。施設の面積基準や、次ページに行きまして、専用施設の設置、また、設備に関するご意見がございました。さらに、開所時間や基準全体に関する意見については、国の基準を上回る制度を設けてほしいとのご意見がございました。

市の考え方ですが、国が、専門委員会での議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質や安全性などを総合的に考慮して基準を定めており、当該基準どおりとすることといたしております。

5ページ以降については、今回の条例についてはございませんが、新制度に関する意見のうち主なものを記載しております。

今回の新制度では、保育の必要な子どもについて、必要量が1日当たり11時間までの標準時間認定と、1日当たり8時間までの短時間認定の2区分となりますが、これに関するご意見がございました。また、新制度の周知に関するご意見もいただいております。6ページでは、保育の必要性の認定基準に関するご意見、その他、新制度が施行されるに当たり、さまざまなご意見をいただいております。

いただきましたご意見は、今後の市子ども・子育て支援施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。

報告は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、新・福岡市子ども総合計画の進捗状況についてお願いいたします。

○事務局 お手元の資料4をごらんください。

前計画である新・福岡市子ども総合計画の、平成22年度から25年度の取り組み状況の報告です。

1ページは、計画の枠組み、計画の基本理念でございますので、省略をさせていただきます。

きます。

2ページをお願いいたします。2ページから4ページにかけて、目標ごと、施策ごと、事業ごとの主な取り組み内容を記載しております。二重丸は新規事業です。一重丸は拡充事業です。また、事業の実施開始年度や増設した数値、拡充した事業の実績数値などを記載しております。先ほど、計画案の概要の中でも、前計画での取り組みと成果として主な事業についてご説明申し上げましたので、詳細は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。3の目標事業量の進捗状況です。この表は、目標ごとの施策名、指標、目標値、平成25年度末時点の実績値を記載しています。網かけにしているところは、平成25年度末時点で目標値達成済みの事業です。先ほどの通学路の歩車分離確保につきましては、下から二つ目の欄でございますが、実績値に、80.9という訂正した数値を入れさせていただいております。

6ページをお願いいたします。4の成果指標の進捗状況です。この表は、目標ごとの指標、目標値、平成25年度末時点の実績値を記載しております。目標値を達成しているものは網かけをしている部分で、目標1の里親委託率、目標3の不登校児童生徒の人数、目標4の育児は楽しいと答えた母親の割合などです。

先ほど委員からご指摘がありました、一番上の子育て環境満足度については、福岡市としては70%を目指してまいりますけれども、他都市の状況の資料が見つかりましたので、ご報告をさせていただきます。似たような調査で、札幌市では、平成24年度の環境満足度が49.6%となっております。また、新潟市では、同じような調査で36.9%、浜松市では45.1%ということで、他都市と比較すれば少し福岡市のほうが満足度が高い状況になってございます。

それから、これも先ほど委員から、子育てへの不安・負担感のポイントが上がった要因についてご質問がございましたけれども、全国的に言われていることは、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化で祖父母や近所からの助言、支援、協力を得ることが困難となっていること、それから、親世代自らの兄弟姉妹が減少していて、赤ちゃんとおふれあう経験が乏しいまま親になっているということで不安感がある。もう一つ、子育て期にある30代40代の男性が長時間労働の傾向が高いため、子育て期にある父親の家事・育児時間が少なくなって、結局、母親の不安・負担感につながっているという報告がございませう。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について何かご質問はございませんでしょうか。

○委員 今ご報告のありました5ページの進捗状況についてなんですが、目標2の一番最

初の地域子ども育成事業（育みネット支援事業）は、目標値が140校区で実績が113校区であれば目標値を達成できなかったことになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局 申しわけありません。そのとおりです。網かけを外させていただきます。失礼しました。

○副委員長 済みません、委員長が離席のため、その間預からさせていただきます。
そのほか、ご質問等ございますか。

○委員 新制度の件で、審議会、前回総会の中では、なかなか意見が述べられませんでした。時間の制約がありました。その後、議会で条例案が可決された経緯があります。引き続き12月にかかる分もあるんですけども、大きなところは可決されております。私は、議会のほうでも意見を述べたり、結果、議決の際には賛成しがたいという対応をさせていただきます。

一つは、保育の利用料の問題です。上乘せ徴収が可能になるということで、保護者の能力を超えた徴収がなされはしないかという懸念があります。

それと、営利企業の保育への参入が法律改正で可能になったわけですが、本市ではそれはこれまで受け入れてこなかったわけで、ここは守るべきだと思っています。その手だてがどのようにとられるかが、まだ明確にされていないと思います。

もう一つ、風俗営業の施設の近くへの保育所等の設置、これも条例の中に入れて規制をすべきではないかと考えましたが、そのようになっておりませんので、この3点について、どうお考えかということをお尋ねしたいと思います。

○副委員長 では、今の委員のご質問まで私のほうで進行させていただきますが、3点今ご質問ありました。まず1点目、あるいはまとめてでもいいですが、事務局からお答えください。

○事務局 まず、上乘せ徴収についてご説明させていただきます。

これまでも、保育所の上乗せ徴収につきましては、福岡市の同意を得て可能となっております。引き続き、保育所における上乘せ徴収については、市の同意を得て可能とさせていただきます。

また、その他の施設につきましては、もちろん保護者の同意が必要ですが、上乘せ徴収が認められております。国の基準のとおりとさせていただきます。

○副委員長 ありがとうございます。

では、その次お願いします。

○事務局 営利企業の参入、株式会社等の参入については、児童福祉法の改正によりまして、法人の種別によって参入を拒むことはできないということが一つございます。ただし、社会福祉法人、学校法人以外の場合の法人が参入される場合は、経済的な基礎、それから社会的な信望、社会福祉事業に関する知識、経験等が必要です。基準については、その中で判断してまいりたいと思います。

それから、風営法の関係の保育所等の設置でございますが、福岡市内においては都心部に保育需要が集中していますので、その場所場所において適切にその判断をしたいと思っております。一律に規制をするようなことは今のところ考えておりません。

○副委員長 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

○委員 今の3点いずれの答弁も、それではよろしくないのではないかと考えています。

営利企業の参入については、引き続きどうするのかということについて検討いただいているということなので、ぜひ今までの線を超えないように、保育の実施責任が自治体にあるという確固としたところに立って、保育の質が危ういものにならないように、担保するような手だてをとっていただきたい。

それから、上乗せ徴収についても、経済的な事情で格差が起きてはなりませんので、同意という条件があるにしても、実際預ける保護者の方が完全に同意できるかどうか、そこはなかなか難しい側面があると思います。重々配慮いただきたいと思います。

風営法絡みについては、保育の環境を整えるということでいけば、自治体で既にそういう独自の条例をつくっているところもあるわけで、需要が高いからといって縛りを設けないことについては問題ではないかと思えます。実際に中央保育園をめぐるほんとうに大きな議論になって、禍根を残すというか、保育所の設置場所をめぐる大変残念な状況になって、多くの保護者の方が納得しがたいという形で移転されてしまったわけで、この教訓はしっかり踏まえるべきだと思います。需要が高いからといって何も規制をしなければ同様の事態を生みかねないと思いますので、ここはぜひ再検討をお願いしたいと思います。

答弁は必要ありません。

○副委員長 よろしいでしょうか。保育の質の観点と格差の拡大の観点と、あと環境について、さらに検討をお願いいたします。

では、委員長よろしく申し上げます。

○委員長 引き続き何かご質問等がございますか。特にないようでしたら、これでよろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、今ご報告いただいたことについては、委員からご意見等についてご検討いただくことにいたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

実は、本日予定した議題は以上でございますが、最後に一つ、私から皆さんにお諮りしたいことがございます。

先ほど、事務局から日程についてのご説明がございましたが、当審議会といたしましては、今後諮問事項に対する答申をまとめる必要があります。答申は、できるだけ総合的な見地から、福岡市の子ども施策に関する今後の方向性を示すものになるような取りまとめが必要だと考えられます。先ほどご説明ありましたように、11月に市においてパブリックコメントが実施されます。そのご意見を参考にいたしまして、次回、1月の総会までに事務局と私とで答申案を作成させていただき、皆様にご審議いただきたいと考えております。

このような手順といたしますか、進め方でよろしいでしょうか。それをお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日は長時間にわたりまして、ほんとうにありがとうございました。

では、事務局お願いいたします。

閉会

○事務局 委員長、それと委員の皆様、大変熱心なご議論ありがとうございました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

第4次の福岡市子ども総合計画につきましては、本日いただきました意見を踏まえまして計画案を修正した上で、11月4日から12月1日にかけてパブリックコメントを実施させていただきます。このパブリックコメントの結果につきましては、次回、1月に予定しております第3回の総会でご報告をさせていただきます。

また、次回の1月の総会では、先ほど委員長からお話がありましており、パブリックコメントの結果を踏まえた計画の最終案につきましてお諮りするとともに、答申の内

容についてもご審議いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

最後に事務連絡です。

本日の会議の内容につきましては、議事録を作成し、公表することとなっております。後日、議事録の内容を事前に確認いただくため、メールまたは郵便でお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成26年度第2回福岡市こども・子育て審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会